

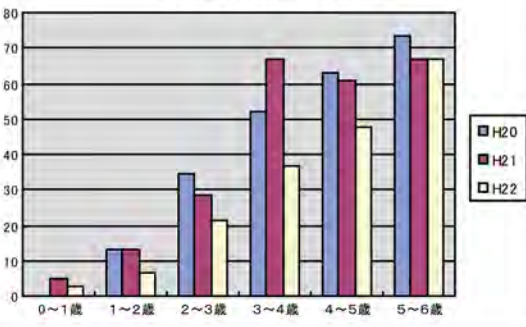
虫歯 あなたは大丈夫ですか？



虫歯は、私たちにとって身近な病気です。しかし、風邪とは違い薬を飲んでも治らず、虫歯になった所を削って埋めるしかないという、一度かかると元には戻らない病気です。一度治療した歯は、6〜7年後には再度治療が必要となる場合が多く、それをくり返す結果、歯を失うことにつながります。

本町では、春と秋に乳幼児を対象に歯科検診を行っています。ここ3年間に虫歯が

表1 むし歯のある人の率



あつた子の推移を見てみましょう(表1)。年々虫歯のある子は減っていますが、3〜4歳には半数以上に虫歯が見られます。また、12歳の1人平均虫歯本数は(表2)は、北海道は全国に比べても多いために、本町ではさらに虫歯が多い実態があります。

表2

H20年度	12歳児の1人平均虫歯本数
全国	1.54本
北海道	2.37本
標茶町	3.57本

△虫歯の発生する要因▽

図1のように3つの要因が重なり合っています。



生活豆知識

契約の心得5カ条 ~契約O.K.~



け けじめが大事

「買う」「買わない」をハッキリ言いましょう!

い いつもメモする相手の言葉

契約書、パンフレットや資料、メモは保管しておきましょう。

や やさしく教えて、内容を

わからないことは、理解できるまで質問しましょう。

く くどい説明、要注意!

メリット(長所)ばかり強調していませんか?

O.K O.K出したら自分の責任

「買う」の意思表示、署名、押印は慎重に!

■相談窓口/

役場企画財政課商工労働係(2階⑩番窓口☎485-2111内線251)、釧路市消費生活センター(☎0154-24-3000)、(社)北海道消費者協会消費生活相談推進員(釧路総合振興局配置)(☎0154-44-3460)

△虫歯を予防するには▽
3つの要因がそろわないようにすることが重要です。
①糖には:食べたり飲んだりする時間と量は適正ですか。常に甘いものが口の中に入っていると、歯の表面が常に溶け出していく状態

①糖(甘い食べ物や飲み物)
②細菌(口の中にいる虫歯菌)
③歯の質(虫歯に弱い)

③歯の質を強くするには:
フッ素入りの歯磨き粉やフッ素塗布など、フッ化物を利用します。
歯のありがたさは失って初めて気付くものです。食べる

で、虫歯になりやすい環境になります。
②細菌には:歯の表面に歯垢となつて付着している虫歯菌を、歯ブラシや歯間ブラシを使って清掃します。自分では取りきれない歯垢もありますので、定期的に歯科受診をされることをお勧めします。

ために欠かせない大事なことであり、歯は大切な体の一部です。つい痛くなるまで後回しにしがちですが、今一度鏡をのぞいてみてください。お子さんのお口の中も改めてみてあげてください。毎日の生活習慣は、将来の暮らしに大きく影響するものです。



常設保育園・へき地保育所 入園(所)児童募集

本町では、4月1日から入園(所)する常設保育園とへき地保育所の児童を募集します。

介護をしていること。

⑥ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧にあたってのこと。

■入園(所)対象/常設保育園

園は1歳以上、へき地保育所(ひしのみ、沼幌、阿歴内)は原則として2歳以上で、その家族が次の基準に該当し、同居の親族や他の方がその児童を保育することができないと認められる場合

※みどり保育園では0歳児保育を実施しています。

■入園(所)基準

- ① 昼間自宅で常に働いていること。
- ② 昼間に外で働いていること。
- ③ 妊娠・出産のため、その児童の保育ができない場合(出産予定日の前後2カ月程度)
- ④ 病気やけがをしている、または精神的もしくは身体的に障がいがあること。
- ⑤ 長期にわたり同居の親族の

■保育時間

★常設保育園

- 通常保育時間：午前8時～午後5時30分
- 早朝保育：午前7時～8時
- 延長保育：午後5時30分～6時

★へき地保育所

- 通常保育時間：午前8時30分～午後4時30分
- 早朝保育：午前7時～8時30分

■保育料/入所する児童と生計を同一とする父母および

それ以外の扶養義務者(家計の主事者である場合に限る)の前年度市町村民税、前年分所得税に基づき年齢に応じて決定します。

■提出書類

- 入園(所)申請書
- 雇用証明書(父、母)
- 常設保育園のみ必要となります。
- 平成22年分給与所得の源



泉徴収票または確定申告書の写し「入所する児童と生計を同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主事者である場合に限る)分」

(例)祖父母が同居し、祖父が確定申告を行い、父母が専従者給付を受けている場合は、祖父の確定申告書の写しと父母の源泉徴収票の写しが必要となります。

※常設保育園・一時保育のみ必要となります。

■ 受付期限/常設：2月22日(火)、へき地：2月15日(火)

※常設保育園では、早朝保育・延長保育の申請も受け付けています。また、ひしのみ保育園では、早朝保育に限り受け付けています。

■ 受付場所/役場住民課社会福祉係、各公民館、各常設保育園・へき地保育所

一時保育 利用児童募集

本町では、一時保育を4月1日から利用する方を募集します。

■ 対象児童/保育園で保育が可能な原則1歳以上の児童。

■ 利用基準/家庭において一時的に育児が困難な場合(保護者の疾病・入院、育児疲れ解消など理由は問いません)

■ 利用日数/月に最大7日間

■ 保育料/利用する児童と生計を同一とする父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主事者である場合に限る)の前年度市町村民税、前年分所得税に基づき年齢に応じて決定されます。

■ 実施施設/常設保育園5カ所とひしのみ保育園

■ 受付期限/2月22日(火)

■ 受付場所/役場住民課社会福祉係、各公民館、各常設保育園・ひしのみ保育園

※右記のとおり受付期間を設けていますが、申請は随時受け付けています。

お問い合わせ/役場住民課社会福祉係 (1階) 番窓口 ☎485-2111 内線131

国民年金保険料は口座振替で前納するとおトクです!

保険料納付は、支払いの手間や時間が省ける「口座振替」が便利です。

当月分保険料を当月末に口座から引き落としすると月々50円割引される早割制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納・1年前納があります。

(口座振替による前納は2月末までにお申し込みください。)

■ 申し込み・お問い合わせ/役場住民課年金保険係 (1階) 番窓口 ☎485-2111 内線129
釧路年金事務所 (☎0154-22-5810)